

整備技術利用等一般契約条項

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、技術員を甲の通知する場所において、技術力の提供（以下「役務」という。）を行うものとし、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(用語の定義)

第2条 この契約における用語の意義は次の各号に定める定義に従うものとする。

- (1) 整備技術利用 航空自衛隊の部隊等における装備品等の取扱整備に関する指導援助、部隊等で発生した装備品等の事故又は不具合事項の原因探究のための調査及び技術援助、部隊等で実施する装備品等の改修又は特殊整備作業についての技術的指導及びその他仕様書に定める援助、協力等をいう。
- (2) 会社技術利用 前項以外の事項について、部隊等において行う技術指導、援助及び協力等をいう。
- (3) 駐在技術員 部隊等に常駐して役務を行う会社等の従業員をいう。
- (4) 臨時技術員 必要の都度、部隊等において役務を行う会社等の従業員をいう。
- (5) 役務通知書 甲が、仕様書に定めがある場合について乙に交付する文書をいう。
- (6) 細部役務通知書 監督官が、仕様書に定めがある場合について乙に交付する文書をいう。

(代金)

第3条 乙に支払われる代金の金額は、契約金額とする。ただし、特約条項を付して支払金額を確定することを約定する場合は、当該特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

(債務の引受等の承認)

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合

2 甲は、前項第1号及び第2号に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第 5 条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、委任する事務の範囲を明らかにして、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

(下請負)

第 6 条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(特許法等上の権利の侵害の禁止)

第 7 条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第 8 条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにも関わらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(実施計画書の提出)

第 9 条 乙は、甲が通知した場合は、速やかに役務の実施計画書（工程表を含む。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の実施計画書を不適當であると認める場合は、その変更を求めることができる。

第2章 契約の履行

第1節 資料等

(資料等の貸与等)

第10条 甲は、第1条に定める役務を行うため仕様書等の定めるところにより、資料及び供試品（以下「資料等」という。）を、乙の申請に基づき、所要の時期に、所要の数量を無償で貸与又は支給あるいは甲の指定する場所で一定期間利用（以下「貸与等」という。）させるものとする。

(資料等の引渡し及び保管)

第11条 乙は、甲から資料等の貸与等を受ける場合は、その引渡しに立ち会い、品目、数量等について、仕様書等と照合の上異状（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。）の有無を確認するものとし、資料等のうち数量の過不足又は異状品を発見した場合は、直ちに甲に申し出て、その処置について調整しなければならない。

2 乙は、甲から資料等の引渡しを受けた場合は、これと引換えに受領書を甲の指定する者に提出するものとする。

3 乙は、甲から引渡しを受けた資料等を善良な管理者の注意をもって保管し、この契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。

4 乙は、甲から引渡しを受けた資料等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。

5 資料等の引取り及び保管に必要な費用は代金に含まれるものとする。

(資料等の返還)

第12条 乙は、役務の全部又は一部の完了又は終了、契約の変更、契約解除等により、甲から引渡された資料等のうち不用となったものがある場合は、速やかに甲に届け出るものとし、甲の通知するところに従い、乙の工場又は甲の指定する場所において返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

(資料等の滅失又は損傷)

第13条 乙は、資料等が滅失又は損傷した場合は、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

2 乙が故意又は過失、その他乙の責に帰すべき理由により、資料等を滅失又は損傷した場合は、甲の指示するところに従い、資料等の修補若しくは代品の納付を行い、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、甲が取扱上やむを得ない理由に基づく滅失又は損傷であると認めたときは、この限りでない。

3 前項に規定する場合を除き、資料等が滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担とする。

第2節 役務通知書及び細部役務通知書の発行及び役務の終了又は完了の確認等
(役務通知書及び細部役務通知書の発行)

第14条 甲は、仕様書に定めがある場合については、役務通知書を発行する。

2 監督官は、仕様書に定めがある場合については、細部役務通知書を発行する。
(部隊等における役務)

第15条 乙は、役務通知書及び細部役務通知書（以下「通知書」という。）が交付された場合は、これらに基づき役務を行うものとし、通知書が交付されない場合は、この契約書のほか、仕様書等に定めるところに従い、役務を行うものとする。
(役務の終了又は完了の確認)

第16条 乙は、役務が完了した場合は、その旨を監督官に届け出るものとし、甲の指名する検査官の確認を受けなければならない。

2 検査官は、役務の終了又は完了後、乙から、当該確認を証する検査調書の交付を求められたときは、天災地変その他甲の責めに帰することのできない理由による場合を除き、遅滞なく交付するものとする。
(提出書類)

第17条 乙は、役務の完了後、細部役務通知書、役務時間確認書、その他仕様書に定める書類を甲に提出しなければならない。

第3節 代金の支払
(代金の請求及び支払)

第18条 乙は、第16条第2項で定める検査調書を受理したときは、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。
(支払の特例)

第19条 甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

2 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

3 前項に定める場合のほか、契約が性質上可分のものであって、分割して役務の完了ができるとされている場合において、この契約の履行を確保するためその他特別の必要が

生じたときは、既に役務の完了された部分について相当額の代金を支払うことがあるものとする。この場合においては、甲が代金を支払った日から役務の未完了部分が完了された日までの日数に応じ、支払った額に甲の定める標準実績金利率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置をとるものとする。

(相殺)

第 20 条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、この契約に基づき乙に支払うべき代金と相殺することができる。

(支払遅延利息)

第 21 条 甲は、約定期間（第18条第3項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、約定期間満了の日の翌日時点における財務省告示による政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に 100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金による充当)

第 22 条 甲は、第33条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が、契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めるものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

第 4 節 契約履行期限の猶予及び履行遅滞

(契約履行期限の猶予)

第 23 条 乙は、理由を添えて、契約履行期限の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで契約履行期限を猶予することができる。

3 乙は、契約履行期限を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第 24 条 乙は、前条第2項の規定により契約履行期限が猶予された場合においては、延

納日数に応じ、乙に支払われるべき代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって契約履行期限が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

- (1) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに役務を完了したときは、従前の契約履行期限の翌日から役務を完了した日までの日数
- (2) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに役務を完了しなかったときは、従前の契約履行期限の翌日から猶予された日までの日数
- (3) 契約履行期限を過ぎた後にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに役務を完了したときは、申請した日の翌日から役務を完了した日までの日数
- (4) 契約履行期限を過ぎた後にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに役務を完了しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣の定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第25条 乙は、役務の完了が契約履行期限に遅れた場合には遅滞日数に応じ、乙に支払われるべき代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、契約履行期限の翌日から遅滞した役務を完了した日（契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

(役務完了不能等の通知)

第26条 乙は、理由のいかんを問わず契約履行期限までに役務を完了する見込みがなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第27条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、役務を完了することができなくなった場合は、乙は役務完了の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、役務を完了することができなくなった場合は、乙は、役務完了の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が、役務完了の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

第28条 甲は、役務が完了するまでの間において必要がある場合は、駐在技術員又は臨時技術員の役務先、人員及び期間、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により変更が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

3 第1項に関し、契約金額を変更する必要がある場合においても、甲乙協議のうえ、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを取りまとめて行うこととすることができる。

4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、契約履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第29条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(役務の一時中止)

第30条 甲は、役務が完了するまでの間において、その役務を一時中止させることができる。

2 甲が役務を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、役務再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。

4 役務を一時中止した後再開した場合の契約履行期限については、甲乙協議して定める。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第31条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約履行期限までに役務を完了しなかった場合
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が役務を完了することができなくなった場合
- (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約履行期限までに役務を完了しなかった場合
- (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が役務を完了することができなくなった場合
- (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (6) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第 32 条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第 33 条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、解除部分に相当する代金の 10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第24条第3項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第 34 条 甲は、第31条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が役務を履行しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第32条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

第35条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第6章 雑則

(調査)

第 36 条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払い金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第 37 条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第 38 条 この契約に関する訴えは、さいたま地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。